

山梨県U12バスケットボール連盟 活動に関するガイドライン

【2020年7月16日】

指 標	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
条 件	(1) 緊急事態宣言が解除されている。 (2) チームが活動する市町村において… ① 学校が再開している。 ② 屋内施設の利用が可能である。	(3) ステージⅠより3週間の経過観察を経ている。 (4) 3週間の開始基準日は以下の①～③の最も遅い日とする。 ① 緊急事態宣言が解除された日 ② チームが活動する市町村において学校が再開となった日。 ③ チームが活動する市町村において屋内施設の利用が可能となった日。	(5) 県内の活動状況や感染状況を考慮し、U12連盟より通知される。	(6) 隣接都県の活動状況や感染状況を考慮し、U12連盟より通知される。
チーム活動① (単体活動)	県及び市町村のガイドラインや指示に従ったうえでチーム練習を可能とする。	県及び市町村のガイドラインや指示に従ったうえでチーム練習を可能とする。	県及び市町村のガイドラインや指示に従ったうえでチーム練習を可能とする。	県及び市町村のガイドラインや指示に従ったうえでチーム練習を可能とする。
チーム活動② (対外的活動)	交流活動は不可とする。 ※ 交流活動とは… 練習試合、招待試合、合同練習等の開催または参加すること。	県及び市町村のガイドラインや指示に従い、かつ、選手・チームのコンディションが整ったうえで、 チームが活動する同一市内及び同一郡内のチームとの交流活動 を可能とする。 交流活動を実施する場合、山梨県バスケットボール協会のガイドライン『5(1) 運動再開の基本的な考え方』にある Step 5に移行しているチーム同士 とする。 県外チームおよび同一市外及び同一郡外のチームとの交流活動は不可とする。 同一郡内については、下記参照。 ① 中巨摩郡(昭和町) ② 南巨摩郡(富士川町、南部町、身延町、早川町) ③ 西八代郡(市川三郷町) ④ 南都留郡(富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、道志村) ⑤ 北都留郡(小菅村、丹波山村)	県及び市町村のガイドラインや指示に従い、かつ、選手・チームのコンディションが整ったうえで、 県内のチームとの交流活動を可能 とする。 県外チームとの交流活動は不可とする。	県及び市町村のガイドラインや指示に従い、かつ、選手・チームのコンディションが整ったうえで、 県内のチームとの交流活動を可能 とする。 県外チームとの交流活動を可能 とする。ただし、チーム内においても、県外の活動状況及び感染状況等を確認し、熟慮すること。
支 部 の 活 動	不可	不可	県及び市町村のガイドラインや指示に従ったうえで、支部の活動を可能とする。	県及び市町村のガイドラインや指示に従ったうえで、支部の活動を可能とする。

【ステージⅠ～Ⅳ共通事項】

- 十分な感染防止対策を講じること。
- 「JBAバスケットボール活動再開に向けたガイドライン」または「山梨県バスケットボール協会のバスケットボール活動再開に向けたガイドライン」に準じること。
- JBA及び山梨県バスケットボール協会より別途通達・通知等が出されている場合はそれに準じること。
- 山梨県U12バスケットボール連盟より別途通知が出ている場合はそれに準じること。
- 練習についてはなるべく段階的に行い、選手・保護者に負担にならないよう配慮すること。
- チーム内における行事の開催はステージⅡ以降とすること。

- 支部総会、支部役員会、チーム総会等を行う場合は、メール会議、WEB会議など工夫をし、やむを得ず集合型とする場合は、以下①～⑥について留意すること。
 - 2時間以内とする。
 - 参加人数を可能な限り少なくする。
 - 参加人数に対し、収容人数に余裕がある会場を確保する。
 - 参加者の間隔を可能な限りとる。
 - 換気、マスク着用、会議前後の手洗い、うがい、消毒の徹底をする。
 - 飲食を伴わないようにする。